

団体や事業者の皆さんへ

業務委託や補助金など

市からのお知らせ

補助金の受け付けや事業に携わる事業者を募集。団体や事業者向けのお知らせを紹介します

男女共同参画社会の実現に補助金

活動費用の一部を助成

問い合わせ 人権推進課 ☎(740)1150

性別に関わらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会。その実現に向けた啓発活動などを行うグループに、活動費用の一部を助成します。選考を行い、助成する団体を2グループ以内で決定します。

代表者とメンバーの過半数が市内在住・在勤者で、市内で活動する5人以上のグループ▷
 市役所3階の人権推進課と男女共同参画センターに備え付けの申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、5月31日(金)までに人権推進課へ▷☎(740)1151・✉kawa0014@city.kawanishi.lg.jp

市ホームページ有料バナー広告を募集

掲出希望月の1カ月前までに申し込んでください

問い合わせ 秘書広報課 ☎(740)1104

市ホームページに掲出する有料バナーの広告主を募集しています。申し込みは掲出希望月の1カ月前までに、市ホームページに掲載の様式に必要事項を書き、必要書類を添付の上、市役所4階の秘書広報課へ提出してください。

なお、広告内容が適切でないものや意見広告に関するものなどは掲載できません。

| | |
|-----|--|
| 規格 | 高さ50ピクセル×幅190ピクセル 容量20キロバイト以内 JPEGかGIF形式の静止画 |
| 掲載料 | 1万3,000円/月(1枠当たり) ※6カ月以上の継続掲載の場合は割引あり |
| その他 | トップページのアクセス数は、平成30年度の月平均で約3万8,000件 |

防犯カメラの設置に補助金

新規の場合は県補助事業への応募が必須

問い合わせ 生活相談課 ☎(740)1333

自治会などの地域活動団体が、地域内に防犯カメラを設置する際に、県と市から補助金を交付します。補助金額は、1カ所当たり各8万円が上限。更新する場合は、市のみが補助します。新規で設置する場合は、県補助事業への応募が必要です。受け付け期間など、詳しくは生活相談課へ。

市民協働事業補助金の募集開始

市内の主体的な公益活動が対象

問い合わせ 参画協働課 ☎(740)1600

市民活動の担い手を育成・サポートするため、活動を始めて間もない、または規模の小さな団体の事業費の一部を補助する「市民協働事業補助金」。同補助金の交付団体を、6団体程度募集します。募集事業は、市内で主体的に地域課題などに取り組む活動。補助金額は、事業実施に必要な経費の10分の8相当で、上限8万円です。

主な条件は、①市内を中心に活動し、メンバーが3人以上いる②会則などを作り活動している③適切に会計処理を行っている一ことです。希望団体は、市ホームページの他、市役所4階の参画協働課や同2階の市政情報コーナー、各公民館、大和行政センターに備え付けのパンフレットに記載の必要書類を5月7日(火)～31日(金)(必着)に参画協働課へ郵送または持参してください。6月の公開プレゼンテーションで審査を行い、交付を決定します。

子育て支援ルーム業務委託先を募集

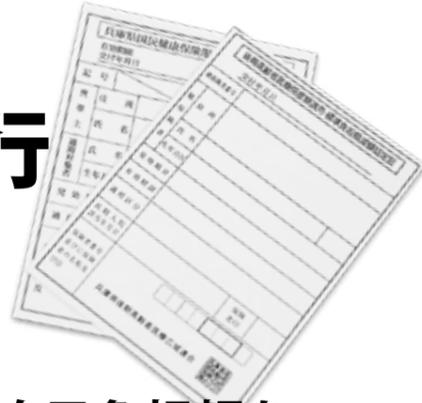
常設の地域子育て支援拠点の業務を委託

問い合わせ こども・若者ステーション ☎(740)1248

社会福祉法人、NPO法人、株式会社などの法人格を有し、地域子育て支援のノウハウを持つ団体▷
 常設の地域子育て支援拠点の業務を委託。委託期間は令和元年10月1日(火)～2年3月31日(火)。ただし業績により、その後最大2年契約可▷
 キセラ川西プラザ3階のこども・若者ステーションに備え付けの募集要項を確認の上、申込書に必要事項を書き、5月31日(金)までに同ステーションへ

医療費助成の認定証を発行

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者が対象



自己負担額を 限度額に抑える

保険証と印鑑を持って市役所へ

国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者に、医療機関や調剤薬局での支払額(一部負担金)を自己負担限度額までに抑える認定証を交付しています。ただし、国民健康保険税の滞納があると発行できない場合があります。70歳未満の国民健康保険加入者は、申請が必要。70歳以上の国民健康保険加入者と、後期高齢者医療制度の加入者で、申請が必要な人は下表の通り。

国民健康保険の加入者は、受診者の保険証と届け出人の印鑑を持って、市役所1階の国民健康保険課へ。
 後期高齢者医療制度の加入者は、受診者の保険証と印鑑を持って、同一階の医療助成・年金課へ。

| 区分 | 負担割合 | 対象 | 申請手続き |
|----------|------|-------------------------|-------|
| 現役並み所得者Ⅲ | 3割 | 住民税課税標準額が690万円以上 | 不要 |
| 現役並み所得者Ⅱ | | 住民税課税標準額が380万円以上690万円未満 | 必要 |
| 現役並み所得者Ⅰ | | 住民税課税標準額が145万円以上380万円未満 | 必要 |
| 一般 | 2割 | 住民税課税標準額が145万円未満 | 不要 |
| 低所得者Ⅱ | 1割 | 世帯全員が住民税非課税 | 必要 |
| 低所得者Ⅰ | (※1) | 世帯全員が住民税非課税で各所得が0円(※2) | 必要 |

(※1)後期高齢者医療制度は1割のみ (※2)公的年金等控除額は80万円として計算

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006 医療助成・年金課 ☎(740)1108

柔道整復施術や医療費のお知らせ

国民健康保険 加入者の皆さんへ

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006

整骨院や接骨院の受診

柔道整復施術(整骨院、接骨院)には、健康保険が使えないものがあります。また、施術について国民健康保険課が問い合わせる場合があります。施術年月日や負傷部位、施術内容を記録し、保管しておいてください。

【健康保険が使えるもの】

医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫、

肉離れなど診断・判断されて施術を受けたとき(骨折と脱臼は、応急手当を除きあらかじめ医師の同意が必要)▷
 内科的要因による疾患ではないもの【健康保険が使えないもの】

疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、筋肉疲労▷
 慢性病や症状の改善のみられない長期の施術▷
 医療機関(整形外科などの病院)で同じ負傷などを治療中のもの▷
 労災保険が適用される、仕事や通勤途中の負傷

医療費のお知らせを送付

国民健康保険加入者に年6回(奇数月)、受診した加入者の医療費の総額、患者負担額、医療機関名などが記載された「医療費のお知らせ」を世帯ごとに送付。実際にかかった医療費を確認してください。受診がない場合は送付しません。